

奈 政 行 第 12 号

平成 25 年 2 月 26 日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎 様
同 中 本 勝 様
同 松 村 和 夫 様
同 井 上 昌 弘 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成23年度包括外部監査「公有財産（不動産）に係る事務執行について」の結果に対する措置状況について

V 公有財産の管理に関する監査結果

3. 公有財産の管理に関する個別検討結果

(3) 個別検討結果

⑨ 奈良市音楽療法推進室の敷地及び建物

（福祉政策課）

【監査結果】

市は平成21年度まで当該場所で音楽療法事業を実施していたが、平成22年度からは社協が自主事業として音楽療法事業と元気のびのび事業を実施している。別団体が実施する事業の事務所として使用されている以上は、「公用または公共用に供し」ているとは言えないため、行政財産の用途廃止の手続を行ったうえで、普通財産の貸付手続に則って契約事務を行うべきである。

【措置の内容】

平成24年10月から、旧鳥見幼稚園跡に奈良市社会福祉協議会が開設した鳥見デイサービスセンターの施設内に、音楽療法推進室が移転しました。

なお、移転先の施設は、普通財産であり、奈良市社会福祉協議会と土地賃貸借契約及び建物使用貸借契約を結んでおります。

⑩ 横井住宅地区・小集落地区改良事業用地

（人権政策課）

【監査結果】

不法占拠は解消されるべきである。

【措置の内容】

当該用地に放置されていた軽トラックに対し、奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第10条第4項に基づく警告書を貼付し、その後、撤去されているのを確認しました。